

○財務省告示第二百五十二号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十六年七月十四日に発行した利付国債の発
行条件等を次のとおり告示する。
平成二十六年八月八日

財務大臣 麻生 太郎

- 一 名称及び記号 利付国庫債券（三十年）（第四十
三回）
- 二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三
十四号）第四条第一項及び特別
会計に関する法律（平成十九年
法律第二十三号）第四十六条第
一項
- 三 振替法の適用 社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。
価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）及び価格
競争入札と同時に行われる入札
であつて、財務大臣が各国債市
場特別参加者ごとに応募限度額
を定めるものによる発行（以下
「国債市場特別参加者・第I非
価格競争入札発行」という。）
- 四 発行方法
- 五 募入決定の方法

十 十 九 八
 三 二 一 振 額 最
 の 経 利 行 争 非 者 特 国 入 価 発 十 十 九 八
 払 過 行 入 入 者 特 国 入 価 発 十 十 九 八
 込 利 行 札 格 第 別 債 札 格 行 行 振 額 最
 み 子 率 発 競 I 加 場 行 争 格 日 替 単 位 低 行 争
 面 金

五万円

振替法の規定による振替口座簿
 の記載又は記録は、最低額面金
 の整数倍の金額によるものと
 する。

平成二十六年七月十四日

額面金額の総額× $\frac{1.7}{100} \times \frac{24}{365}$
 十 十 十 十
 四 銭 面 銭
 銭 金 金 金
 額 上 の 額
 百 円 それ 百 円
 円 につき 円
 につ 九 十 九
 き 十九 十九 十
 九 十九 九 九
 円 円 円 円
 九 格 八

(一) 年一・七パーセント
 は、払込金額に加え、次の算式
 により算出した金額を第二十
 号に規定する期日に払い込む
 ものとす。

$$\text{額面金額の総額} \times \frac{1.7}{100} \times \frac{24}{365}$$

(二) 発行時において、その利子に
 係る所得税が源泉徴収される
 ものとして振替口座簿中の口
 座に記載又は記録されるもの
 により算出した金額から該金
 額に百分の二十・三・五を乗

十四 初期利子

十五 第二期以後の利子

十六 償還金支額
十七 償還金支額
十八 元利金支額
十九 払込参加
二十 払込参加

じた金額（ただし、当該債
を發行時において取得する者
が非居住者又は外国法人であ
る場合は、前記（一）の算式に
より算出した金額に当該非居
住者又は外国法人が適用を受
ける所得税の税率を乗じた金
額）を控除することができる。

平成二十六年十二月二十日支
払期とし、次の算式により支
した金額を支払う。ただし、支
払期が銀行休業日に当たると
は、その翌営業日に支払う（以
下、次号及び第十六号におい
て規定する期日について同じ。
額面金額 $\times \frac{1.7}{100} \times \frac{1}{2}$

毎年六月二十日及び十二月二十
日を支払期とし、各支払期にお
いて、その日以前六ヶ月間に属す
る利子を支払う。

平成五十六年六月二十日
額面金額百円につき百円

日本銀行

財務大臣から通知を受けた者

平成二十六年七月十四日